

## ○ 被害者支援員等運用要綱の制定について

平成13年12月27日付け務甲達第207号、  
生企甲達第100号、捜一甲達第94号、  
交企甲達第74号、公甲達第53号  
石川県警察本部長から部課署長あて

最終改正 平成29年8月22日県相甲達第11号ほか

対号 平成11年5月6日付け務甲493号、生企甲第125号、地甲第189号、生保甲第200号、少甲第106号、捜一甲第251号、捜二甲第114号、鑑甲第109号、交企甲第94号、交指甲第135号、公甲第54号、備甲第114号「被害者支援員等運用要綱の制定について（通達）」

重要事件、事故発生直後の被害者に対する支援措置については、これまで対号により実施してきたところであるが、近年の凶悪化する犯罪情勢と被害者対策に関する社会情勢などを踏まえて必要な見直しを行い、このたび、適正な被害者支援の一層の推進を図るため、新たに別添のとおり「被害者支援員等運用要綱」を定め、平成13年12月27日から施行することとしたので、所属職員に周知徹底のうえ、その効果的な運用に努められたい。

なお、対号は廃止する。

### 記

#### 1 制定の趣旨

重要事件、事故発生直後の被害者に対する支援措置については、対号によりその推進を図ってきたところであるが、近年の凶悪化する犯罪情勢と旧制度の運用実態をも勘案のうえ、新たに死傷者多数に及ぶ事件、事故発生時における被害者支援員の集中運用を規定するなど、被害者支援員制度の内容を整備し、適正な被害者支援の一層の推進を図ることとしたものである。

#### 2 改正の要点

##### (1) 被害者支援推進体制を強化した。

###### ア 被害者支援推進責任者

被害者支援活動を適正かつ効果的に推進するため警察署の副署長及び次長並びに警察本部高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)の副隊長を被害者支援推進責任者に指定し、その任務を定めた。

###### イ 被害者支援推進担当者

被害者支援員の的確かつ効果的な運用を図るため、警察署の警務課長又は警務地域課長を被害者支援推進担当者に指定し、高速隊にあっては副隊長がこれを兼ねるものとした。

##### (2) 被害者支援員の集中運用を規定した。

死傷者多数を伴う重要事件、事故が発生した場合における組織的かつ一元的な支援活動を行うため、被害者支援員の集中運用に関する規定を整備した。

##### (3) 被害者支援実施票の様式改正

決裁欄に被害者支援推進担当者欄を追加した。

## 別添

### 被害者支援員等運用要綱

#### 第1 目的

この要綱は、重要な事件・事故発生直後における被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）に対する支援の充実を図り、捜査過程における被害者等の人権尊重とその精神的負担の軽減に資することを目的とする。

#### 第2 対象事件

- 1 石川県警察重要事件捜査に関する訓令（昭和56年石川県警察本部訓令第6号）、石川県警察被害者連絡実施要領（平成29年7月19日付け刑企甲達第53号）に定める重要事件及び連絡対象事件（別表第1）
- 2 1のほか、全治1か月未満の傷害、暴行その他犯罪被害給付制度の対象となる可能性を有する事件
- 3 その他警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）が必要と認める事件

#### 第3 推進体制

##### 1 被害者支援推進責任者

- (1) 被害者支援活動を適正かつ効果的に推進するため、警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に被害者支援推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置くこととし、警察署にあっては副署長を、高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）にあっては副隊長をもって充てる。
- (2) 推進責任者は、警察署等における被害者支援に係る総括的な責任を負うとともに、署長等の指揮を受け次に掲げる任務を行うものとする。
  - ア 被害者支援活動に関する指導・教養
  - イ その他被害者支援関係団体との連携及び被害者支援活動の推進に関すること。

##### 2 被害者支援推進担当者

- (1) 被害者支援員の運用を的確かつ効果的に推進するため、警察署等に被害者支援推進担当者（以下「推進担当者」という。）を置くこととし、警察署にあっては警務課長をもって充て、高速隊にあっては副隊長がこれを兼ねるものとする。
- (2) 推進担当者は、推進責任者を補佐し、次に掲げる任務を行うものとする。
  - ア 対象事件に係る個別の被害者支援員の選定
  - イ 被害者支援員に対する具体的任務の付与
  - ウ 被害者支援員が実施した被害者支援活動に関する検証と指導
  - エ 被害者支援に関する教養の実施
  - オ 被害者支援員の運用に関する各部門間の連絡、調整

##### 3 被害者支援員

- (1) 警察署等に被害者支援員（以下「支援員」という。）を置くこととし、警部補以下の階級にある警察官又は同相当職の一般職員をもって充てる。
- (2) 支援員は、推進担当者及び事件主管課長等の指示を受け、必要な支援活動を行い、その結果を被害者支援実施票（別記様式第1号。以下「実施票」という。）に記載し、署長等に報告するものとする。

#### 4 簿冊の整理保管

推進担当者は、対象事件の把握と支援活動の経過等を明確にするため、「実施票綴り」を作成のうえ保管するものとし、その保存期間は1年とする。

#### 5 支援活動状況の報告

署長等は、支援員による支援状況等を実施票の写しにより、毎月5日までに警務部県民支援相談課長を経由して石川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に報告するものとする。

### 第4 支援員の任務

支援員は、事件主管課員と緊密な連携を図りながら、必要により次に掲げる支援活動を行うものとする。

#### 1 被害者等への説明等

- (1) 対象事件に応じた「被害者の手引」等の交付と説明
- (2) 捜査、公判等の手続と必要性の説明
- (3) 犯罪被害給付制度（適用事件に限る。）の概要説明
- (4) 公費負担制度等、各種支援施策の説明
- (5) 関係機関、団体等の紹介及び同機関等との連絡・調整
- (6) 被害者家族等への連絡及び事件概要の説明

#### 2 被害者等への付添い等

- (1) 病院の手配、病院への付添い
- (2) 事情聴取、実況見分等捜査過程における付添い
- (3) 相談への対応
- (4) 自宅等への送迎

#### 3 その他署長等が特に必要と認めた事項

### 第5 支援員の指定

1 署長等は、職員の被害者支援活動に関する適性等を判断したうえ、被害者支援員名簿（別記様式第2号。以下「支援員名簿」という。）により、前記第3の3の事項に規定する支援員を指定するものとする。

2 支援員は、原則として警察署の捜査を担当する係ごと及び高速隊の小隊ごとに1名以上を指定するものとする。この場合において、署長等は警察署等における女性警察官全員（ただし、留置管理部門、初任補修科未修了者を除く。）を指定するものとする。

3 署長等は、支援員の指定を行ったときは、支援員名簿の写しにより、警務部県民支援相談課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

### 第6 指定の解除

1 署長等は、年度途中で支援員が次のいずれかに該当することとなった場合は、指定を解除する。

- (1) 疾病又は負傷等により、その任務に著しい支障を及ぼすこととなったとき。
- (2) 人事異動により、支援員の任務に従事しないこととなったとき。
- (3) その他署長等が指定を解除する必要があると認めたとき。

2 解除した場合は、支援員名簿に解除年月日を記載するものとする。

また、解除と同時に新たに支援員を指定した場合、支援員名簿に、新規支援員の氏名、指定年月日等を追記する。

- 署長等は、支援員の解除等を行ったときは、支援員名簿の写しにより、警務部県民支援相談課長を経由して警察本部長に報告するものとする。ただし、春の人事異動による解除については、報告を要しない。

## 第7 支援員の運用

- 対象事件を認知した警察署等の事件主管課長は、速やかに対象事件概要等を推進担当者に通知するものとする。
- 対象事件の通知を受けた推進担当者は、事件主管課長等と協議のうえ、あらかじめ指定された支援員の中から支援活動を行うべき被害者ごとに別個に担当者を指定し、運用するものとする。
- 当直主任は、当直中の支援員の運用に関し、署長等の指揮を受け当該支援員に具体的な指示を行うとともに、当直勤務の終了時にそれまで行った支援活動の措置等について推進担当者に引継ぎを行うものとする。
- 支援員が被害者等に支援すべき期間は、1週間とする。ただし、署長等は対象事件の性質、被害者等の精神的被害程度を勘案し、その支援期間を延長できるものとする。

## 第8 被害者支援カウンセラーの派遣要請

- 被害者等の心理に関する専門的知識を必要とする支援に対応するため、心理学等の知識を有する者を被害者支援カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）に指定する。
- 署長等は、支援のため必要のあるときは、被害者支援班派遣要請（派遣延長申請）書（別記様式第3号）を準用し、カウンセラーの所属長を経由して警察本部長にカウンセラーの派遣を要請するものとする。この場合、派遣されたカウンセラーは、発生地署長等の指揮を受け、被害者等の精神的ケアに従事するものとする。

## 第9 支援員の集中運用

- 死傷者多数を伴う対象事件等が発生した場合における支援体制の迅速な立ち上がりと組織的かつ一元的な指揮による被害者等への支援活動を推進するため、被害者支援班（以下「支援班」という。）により、支援員を集中運用することができるものとする。
- 支援班運用対象事件  
「被害者支援班派遣事件等認定基準」は別表第1に定めるものとする。
- 支援班の運用
  - 支援班運用総括責任者  
支援班運用総括責任者は警務部長とし、支援班の運用全般について総括するものとする。
  - 支援班運用責任者  
支援班運用責任者（以下「運用責任者」という。）は、警務部県民支援相談課長とし、運用総括責任者を補佐するものとする。
  - 支援班班長  
支援班班長は、警務部県民支援相談課被害者支援室長とし、推進担当者は支援班班長を補助するものとする。
- 支援班員  
支援班員は、警察署等の支援員をもって充てる。
- 支援地域のブロック指定  
支援班の支援地域を、金沢ブロック（金沢中署・金沢東署・金沢西署・白山署・津

幡署の管内)、加賀ブロック(大聖寺署・小松署・寺井署の管内)、能登ブロック(羽咋署・七尾署・輪島署・珠洲署の管内)の3ブロックに区分する。

## 6 支援班と任務

- (1) 支援班は、ブロック別編成内の班員をもって編成する。ただし、対象事件等の規模などにより全班員による編成ができるものとする。
- (2) 支援班班長は、支援活動を効率的に推進するため、必要により、指揮班、報告・連絡班、被害者班、家族班、遺族班、車両班、現場班の各班を編成し、原則2名1組による支援活動を推進するものとする。
- (3) 前記各班の任務の基準は、別表第2に定めるところによる。ただし、石川県警察緊急事態等初動措置要領(平成24年3月19日付け備甲達第17号)に規定する対策本部が開設された場合は、その部隊編成によるものとする。

## 7 派遣要請

- (1) 発生地署長等は、対象事件等の発生に伴い、初期の支援活動を徹底するため必要があると認めるときは、被害者支援班派遣要請(派遣延長申請)書(別記様式第3号。以下「要請書」という。)により、警察本部長に支援班の派遣を要請することができるものとする。
- (2) 署長等は、急速を要するとき、直接、電話又は口頭で支援班の派遣を要請できるものとする。この場合において、事後、速やかに要請書により県民支援相談課長を経由して警察本部長に報告しなければならないものとする。

## 8 支援班の派遣

- (1) 支援班の要請を受けた運用責任者は、発生地署長等と協議し、その必要を認めたときは署長等に対し、被害者支援員の差し出しを要請し、支援班を編成のうえ、当該地域に派遣するものとする。
- (2) 派遣期間は原則1週間とする。ただし、その期間を超えて派遣を必要とするときは、当該派遣要請をした署長等の申請に基づき、警察本部長が延長できるものとする。

## 9 様式

支援班等による支援活動の際には、必要に応じ、別記様式第4号から別記様式第14号を用いるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月22日から施行する。

別記様式 (省略)